

大分市から国外転出される方へ



■ 国民年金の手続きについて

国民年金室 097-537-5617

国民年金に加入している方は、被保険者資格喪失届の提出が必要です。日本国籍を有する20歳以上65歳未満の方は、希望すれば任意加入することができますので、国民年金室にお問い合わせください。

年金を受給している方は住所変更の届け出が必要ですので、大分年金事務所（電話 097-552-1211 自動音声案内 1番→2番）へお問い合わせください。

外国籍で国民年金保険料納付・免除期間が6カ月以上ある方は、脱退一時金が支給される場合がありますので、ねんきんダイヤル（電話 0570-05-1165）へお問い合わせください。

■ 転出の取り消しについて

国外転出予定日より、大分市に住民登録がないものとなります。もし国外への転出を取りやめた場合、該当者全員分のパスポートをお持ちの上、すみやかに転出中止の届出を行ってください。

■ 住民票等の交付について

転出予定日の前日までは、住民票・印鑑証明書等の交付を受けることができます。請求時にはパスポートをご持参ください。印鑑証明書の交付を受ける際には、印鑑登録証もご持参ください。

なお、転出予定日から、住民票の写し等は除票（除かれた住民票）となります。また印鑑証明書の交付は受けることはできなくなります。

■ 帰国後の転入届について

帰国後大分市に転入される場合は、居住してから14日以内に転入届出を行ってください。

必要な書類は以下のとおりです。代理でのお手続きの場合は、上記書類以外に委任状等が必要となりますので、詳しくは市民課又は支所へお問い合わせください。

- ・転入を行う方全員のパスポート（帰国日のスタンプがあるもの）
- ・戸籍謄本及び戸籍の附票（大分市が本籍地の場合は不要）
- ・マイナンバー（個人番号）カード

※マイナンバーカードの再交付は、原則有料となります。詳しくは市民課又は支所へご確認ください。

■ 自動化ゲートご利用の方について

自動化ゲートを利用した場合の帰国については、帰国日のスタンプ（認証）がないため、以下の手順で帰国日の確認をさせていただきます。

- ① パスポートにある「日本国自動化ゲート利用希望者登録済」のスタンプの確認。
- ② 日本に帰国する直前に滞在していた国の出国スタンプの日付の確認。
- ③ ご本人さまより帰国日・大分市に住み始めた日の申し出をいただきます。

※スタンプ（認証）は自動化ゲート通過時に希望すれば押していただくこともできます。

〈問い合わせ先〉

市民課	097-537-5734	鶴崎支所	097-527-2111	大南支所	097-597-1000
植田支所	097-541-1234	大在支所	097-592-0511	坂ノ市支所	097-592-1700
佐賀関支所	097-575-1111	野津原支所	097-588-1111	明野支所	097-558-1255

※帰国後、他市へ転入される場合は、転入先市区町村へご確認ください。